

学校全体で取り組むカリキュラム・マネジメント（例）

	各分掌部・委員会	各 部	<学校評価関係>
4	○ 学校の教育目標の確認	○ 学校の教育目標の確認 ○ 個別の指導計画の作成 個別の教育支援計画の確認 個別の移行支援計画の作成・確認	○ 評価委員会 1 評価計画の検討 ○ 計画書提出
5	○ 教育課程検討委員会	○ 教育課程の検討	
6	○ 教科書の選定 ○ 次年度の教育課程表（案）の提出	○ 教科書の選定 ○ 個別の指導計画の評価	○ 評価委員会 2 評価項目・観点 ・基準の確認
7		指導の実践と改善	
8	○ 教育課程研究集会への参加 指導実践の成果と課題の確認		
9		指導の実践と改善	
10			○ 評価委員会 3 中間評価
		○ 教育課程・学習指導等に関する評価の実施	○ 自己評価
		← 一体化 →	
11	○ 教育課程編成の方針の決定 各部間の連続性・発展性の検討		○ 評価委員会 4 結果の分析・ 改善策の検討
12	○ 次年度の教育課程表の作成 ○ 学級編制（案）の作成 ○ 生徒数・学級数見込みの提出	○ 教育課程の検討 ○ 学級編制（案）の検討 ○ 個別の指導計画の評価	
1	○ 次年度の教育課程表の提出 ○ 学校の教育目標等の検討 ○ 年間行事計画の作成	指導の実践と改善	○ 学校関係者評価 ○ 評価委員会 5 結果のまとめ
2	○ 学校の教育目標の設定	○ 学校の教育目標等の検討 ○ 年間行事計画の検討 ○ 時間割・日課表の検討 ○ 学習グループの検討	
3	○ 時間割・日課表の作成 ○ 学習グループの編制	○ 個別の指導計画の年間評価	○ 結果公表 ○ 報告書提出

2 家庭や地域社会との連携並びに学校間の連携や交流及び共同学習

【総解 P218】

(1) 家庭や地域社会との連携及び協働と世代を超えた交流の機会

各学校においては、家庭や地域社会との連携を深め、学校内外を通じた生徒の生活の充実と活性化を図ることが大切である。また、学校、家庭、地域社会がそれぞれ本来の教育機能を発揮し、全体としての調和のとれた教育が行われることが重要である。

そのため、教育活動の計画や実施においては、地域の教育資源や学習環境を活用していくことが必要である。また、各学校の教育方針や特色ある教育活動、生徒の状況等について家庭や地域に適切に情報発信し、理解や協力を得たり、家庭や地域の学校運営などに対する意見を的確に把握して自校の教育活動に生かしたりすることが大切である。さらに、生徒が乳幼児や高齢者との触れ合いや交流などの実践的な活動を取り入れられるようにするなど地域の様々な人々との世代を超えた交流を図ることができるよう配慮する。

(2) 学校相互間の連携や交流

学校同士が相互に連携を図り、積極的に交流を深めることによって、学校生活をより豊かにするとともに、生徒の人間関係や経験を広げる等、広い視野に立った適切な教育活動を進めていくことが必要である。

また、特別支援学校や高等学校等が、それぞれの学校の教育課程に位置付けて、障害のある者とない者が共に活動する交流及び共同学習は、障害のある生徒の経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で、大きな意義を有するとともに、双方の生徒にとって意義深い教育活動である。その実施に当たっては、双方の学校同士が十分に連絡を取り合い、指導計画に基づく内容や方法を事前に検討し、各学校や障害のある生徒一人一人の実態に応じた様々な配慮を行うなど、計画的、組織的に継続した活動を実施することが大切である。

(3) 特別支援教育に関するセンターとしての役割

特別支援学校は、高等学校等の要請に応じて、必要な助言又は援助を行ったり、地域の実態や家庭の要請等により保護者等に対して教育相談を行ったりするなど、各学校の教師の専門性等を生かした地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすように努めることが必要である。

各学校においては、学校として組織的に取り組むことができるよう校内体制を整備するとともに、他の特別支援学校や高等学校等との連携の下、それぞれの学校の有する専門性を生かした支援等を進めていくことが重要である。

< 学校教育法第 74 条（助言又は援助） >

特別支援学校においては、第 72 条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第 81 条第 1 項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

第 8 節 道徳教育推進上の配慮事項

1 道徳教育の指導体制と全体計画

(1) 道徳教育の指導体制

【総解 P224】

学校が一体となって道徳教育を進めるため、校長の方針の明確化と、道徳教育推進教師を中心とした全教師による協力体制の整備が必要である。

校長は、道徳教育の充実・改善を視野におきながら、関係法規や社会的な要請、学校や地域社会の実情、生徒の道徳性に関わる実態、家庭や地域社会の期待などを踏まえ、学校の教育目標との関わりで、道徳教育の基本的な方針等を明示しなければならない。

また、道徳教育推進教師の役割を明確にし、機能的な協力体制を整えることが必要である。なお、道徳教育推進教師については、校長が適切に任命するとともに、学校の実態に応じて人数等に工夫を加えるなどの創意工夫が求められる。

(2) 道徳教育の全体計画

道徳教育の全体計画は、学校における道徳教育の基本的な方針を示すとともに、学校の教育活動全体を通して、道徳教育の目標を達成するための方策を総合的に示した教育計画である。

全体計画は、各学校において、校長の明確な方針の下に、道徳教育推進教師が中心となって、全教師の協力により作成する。作成に当たっては、教育関係法規の規定、学校や地域の実態と課題、教職員や保護者の願い、生徒の実態や発達段階等の基本的把握事項を踏まえ、学校の教育目標、道徳教育の重点目標、各教科・科目、総合的な探究の時間、特別活動及び自立活動における道徳教育の指導の方針及び内容（視覚障害等）、道徳科の指導の方針（知的障害）等の具体的事項を含めることが望まれる。

2 道徳教育推進上の留意事項

【総解 P237】

道徳教育を進めるに当たっては、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえるとともに、学校、地域社会等の実態や課題に応じて、学校としての道徳教育の重点目標に基づき、指導内容についての重点化を図ることが大切である。どのような内容を重点的に指導するかについては、各学校が生徒や学校の実態等を踏まえ決定するが、その際には、社会的な要請や今日的課題、中学部または中学校までの道徳科の学習を通じた道徳的諸価値の理解についても考慮し、次の事項について配慮する。

- (1) 自立心や自律性を高め、規律ある生活をする事。
- (2) 生命を尊重する心を育てること。
- (3) 社会連帯の自覚を高め、主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養うこと。
- (4) 義務を果たし責任を重んずる態度及び人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養うこと。
- (5) 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けること。

3 豊かな体験活動の充実といじめの防止

【総解 P239】

各学校においては、学校やホームルーム内の人間関係や環境を整えるとともに、様々な体験活動を充実させることが必要である。また、道徳教育の指導が、生徒の日常生活に生かされるようにすることが大切である。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意する。

＜ 日常生活における安全の確保と道徳教育との関連 ＞

道徳教育において、自律的に判断することやよく考えて行動し、節度、節制に心掛けることの大切さ、生きている喜びや生命のかけがえのなさなど生命の尊さの自覚、力を合わせよりよい集団や社会の実現に努めようとする社会参画の精神などを深めることが重要である。そのことは、自他の安全に配慮して安全な行動をとったり、自ら危険な環境を改善したり、安全で安心な社会づくりに向けて、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加し、貢献したりするなど、生徒が安全の確保に積極的に関わる態度につながる。

安全に関する指導に当たっては、学校の安全教育の目標や全体計画、各教科・科目又は各教科等との関連などを考えながら進めることが大切である。

4 家庭や地域社会との連携

【総解 P243】

道徳教育の主体は学校であるが、道徳教育の充実のためには、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ることが生徒の道徳性を養う上で必要であることから、学校通信等で全体計画を示したり、生徒のよさや成長の様子を知らせたりするなどして、学校が道徳教育の方針を家庭や地域社会に伝え、理解と協力を得るようにしなければならない。また、学校の実情や実態に応じて、情報交換会や学校運営協議会等、相互交流の場を設定することが望まれる。

第9節 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

【総解 P245】

本節の規定を適用する際には、学習指導要領第2章以下に示す各教科・科目等又は各教科等に加えて、自立活動を取り扱うことが前提となっていることを踏まえる必要がある。その上で、学年や学部において、生徒に提供する教育の内容を決定するため、個々の障害の状態等を考慮しながら、教育課程の編成について検討を行う際に理解しておかなければならない規定が本節の規定である。

各学校においては、生徒一人一人の学習評価に基づき、なぜその規定を適用することを選択したのか、その理由を明らかにしながら教育課程の編成を工夫することが大切である。さらに、調和のとれた具体的な指導計画を作成する上で、学習指導要領第2章以下に示す各教科・科目等又は各教科等の目標及び内容を取り扱わなかったり、替えたりすることについては、その後の生徒の学習の在り方を大きく左右するため、慎重に検討を進めなければならない。

1 障害の状態により特に必要がある場合

【総解 P246】

生徒の障害の状態により特に必要がある場合には、次に示すところによるものとする。

- (1) 各教科・科目（特別支援学校(知的障害)においては各教科）の目標及び内容の一部を取り扱わないことができる。ただし、安易に取り扱わなくてもよいということではなく、障害により想定される学習上の困難に応じた手立てを適切に講じても、目標達成が困難であるかどうかを慎重に吟味することが不可欠である。
- (2) 高等部の各教科・科目（特別支援学校(知的障害)においては各教科）の目標及び内容の一部を、当該各教科・科目に相当する中学部又は小学部の各教科の目標及び内容に関する事項の一部によって替えることができる。（ただし、全部を替えることまではできない。）

<例>

特別支援学校（視覚障害等）	高等部「地理歴史」「公民」→中学部「社会」 小学部「社会」 高等部「芸術」 →中学部「音楽」「美術」 小学部「音楽」「図画工作」 高等部「家庭」 →中学部「技術・家庭」 小学部「家庭」 高等部「数学」 →中学部「数学」 小学部「算数」
特別支援学校（知的障害）	高等部「職業」「家庭」 →中学部「職業・家庭」

(3) 特別支援学校（視覚障害等）の外国語科に属する科目及び特別支援学校（知的障害）の外国語科については、小学部・中学部学習指導要領に示す外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができること。ただし、全部を替えることまではできない。

なお、上記の(1)から(3)の規定を適用する際には、取り扱わない事項や替えた事項についてどのように事後措置するかを十分考慮した指導計画を作成する必要がある。特に、系統的な学習を主とする場合には、教材の精選や指導の一貫性に留意するなど、より一層慎重な取扱いが必要である。

2 知的障害者である生徒の場合

【総解 P248】

特別支援学校（知的障害）の生徒のうち、高等部の2段階に示す各教科の内容を習得し目標を達成している者については、高等学校学習指導要領第2章に示す各教科・科目、中学校学習指導要領第2章に示す各教科又は小学校学習指導要領第2章に示す各教科及び第4章に示す外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができる。

また、主として専門学科において開設される各教科の内容を習得し目標を達成している者については、高等学校学習指導要領第3章に示す各教科・科目の目標及び内容の一部を取り入れることができる。ただし、いずれの場合も、教科の名称までを替えることはできない。

3 重複障害者の場合

【総解 P249】

(1) 知的障害を併せ有する生徒の場合

特別支援学校（視覚障害等）の生徒うち、知的障害を併せ有する者については、次に示すところによるものとする。

① 各教科・科目の目標及び内容の一部を替える場合

各教科・科目の目標及び内容の一部を、当該各教科・科目に相当する特別支援学校（知的障害）高等部の各教科の目標及び内容の一部によって替えることができる。ただし、教科・科目の名称を替えることはできない。

② 各教科・科目を替える場合

各教科・科目を替える場合の考え方は、(1)と同様である。なお、知的障害を併せ有する生徒についても、74単位以上の修得が高等部の全課程の修了を認定するのに必要であるため、特別支援学校（知的障害）高等部の各教科を履修する場合、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準とし、単位に換算する。

また、知的障害を併せ有する生徒の障害の状態により特に必要がある場合には、特別支援学校（知的障害）における各教科等の履修等（第2款の3（2））によることができる。

この規定を適用した場合の全課程の修了の認定は、単位制によるのではなく、特別支援学校（知的障害）高等部における全課程の修了の認定等にかかる規定（第1編第5節の2）と同様となる。すなわち、各教科等の学習の成果がそれらの目標からみて満足できると認められるものについて、校長は、高等部の全課程の修了を認定することができる。

4 重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合 【総解 P252】

重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合には、各教科・科目又は特別活動（特別支援学校(知的障害)においては各教科、道徳科又は特別活動）の目標及び内容に関する事項の一部に替えて、自立活動を主として指導を行うことができる。また、各教科・科目または各教科の目標及び内容の全部又は総合的な探究の時間に替えて、自立活動を主として指導を行うことができる。

なお、道徳科及び特別活動については、その目標及び内容の全部を替えることはできない。

また、高等部の全課程の修了の認定に当たっては、必要単位数を規定せず、履修の成果が目標からみて満足できると認められる場合、校長がこれを認定する。

5 訪問教育の場合 【総解 P255】

訪問教育を実施する場合には、本節の1から4に示すところによることができる。

また、特に必要がある場合には、実情に応じた授業時数を適切に定めることができる。

なお、訪問教育を受けた生徒の高等部の全課程の修了の認定については、校長が、生徒の学習の成果に基づき行う。この場合の生徒の学習の成果とは、自立活動を主とした指導による成果等、又は、各教科・科目を履修する場合の学習の成果全体（履修状況、単位数、学習態度・意欲等を総合的に判断する）を意味し、校長がそれを評価し、卒業を認定できる。全課程の修了の認定に当たっての必要な単位数については規定していない。

6 療養中及び訪問教育の生徒の通信による教育を行う場合 【総解 P256】

療養中の生徒や訪問教育を受ける生徒については、各教科・科目の一部を通信により教育を行うことができる。この場合の1単位当たりの添削指導、面接指導の回数及び試験の実施等について、本規定では「実情に応じて適切に定めるものとする。」としており、弾力的な取扱いができる。しかし、その回数等を定めるに当たっては、各教科・科目の目標が達成できるようにする必要がある。

通信による教育には、添削指導及び面接指導によるもののほか、多様なメディアを高度に利用して、同時かつ双方向的に授業を行うもの及び事前に収録された授業をインターネット等のメディアを利用して配信を行うことにより、生徒が視聴したい時間に受講することが可能なものを含む。この場合、当該授業が行われる各教科・科目等の特質に応じ、対面により行う授業を相当の時間数行うことが必要である。

ポイント解説

＜ 本県における訪問教育の授業時数 ＞

授業は、年間35週以上にわたって行うように計画する。

授業時数の1単位時間は60分、週当たりの授業時数は6時間（週3回、1回2時間）の訪問による指導、年間の授業時数は210時間を標準とし、生徒の実態に応じ適切に配当する。

なお、学級編制においては、重複障害学級の編制とする。

第10節 専攻科 【総解 P258】

視覚障害者又は聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の専攻科における教育課程については、高等部学習指導要領第1章第2節第9款の1に示されている教科・科目を標準とし、各学校の専攻科の設置目的等に従って定める。